

広島県医師育成奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九号

広島県医師育成奨学金貸付規則の一部を改正する規則

広島県医師育成奨学金貸付規則（昭和四十九年広島県規則第一百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公的医療機関（」を削り、「をいう。以下この条において同じ。）及び」を「並びに」に改め、「に規定する国立大学法人」の下に「、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第三条に規定する独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第三条に規定する独立行政法人国立病院機構及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人」を加え、「中山間地域等の公的医療機関」を「中山間地域等の公的医療機関等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。